

10

治安対策

10
治
安
対
策

1 首都東京を守るテロ対応力の強化

1 テロへの効果的対処

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

- (1) テロ対策資器材及び鑑定機器等の充実強化を図ること。
- (2) テロ対策の強化を図るために施設を建設すること。
- (3) 爆発物等テロの手段を封じ込める対策を強化すること。
- (4) テロ等重大事案への捜査能力の向上を図ること。

<現状・課題>

昨年は、欧米諸国において車両や爆発物などを用いたテロ事件が相次いで発生した。また、I S I L等の国際テロ組織が、邦人に対するテロを繰り返し呼び掛けるなど、我が国に対する国際テロの脅威は、現実のものとなっている。

このような情勢の中、2020年には「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催を控え、開催国としての治安責任を果たさなければならぬことや、首都警察として各種対策を強化してテロ等の不法事案の防圧検挙に万全を期す必要がある。

<具体的な要求内容>

- (1) テロの未然防止と事案発生時の事態対処に万全を期すため、最先端技術を駆使したテロ対策資器材及び鑑定機器等の充実強化を図ること。
- (2) 羽田空港の24時間開港に伴う国際線増便や、東京 2020 大会の開催決定を受け、空港を狙ったテロに備える「東京国際空港テロ対処部隊」が発足した。同隊の拠点となり、訓練設備を備えた庁舎を建設すること。
- (3) 国内外研究機関による研究成果等について情報収集をするとともに、テロ防止啓発ポスター等の作成による情報発信をすることにより、官民連携したテロ対策を強化すること。
- (4) C B R N 鑑識を実現する最新のN B C 検知資器材、捜査用装備資器材、次世代映像規格（4K）を取り入れたビデオ採証システム関連資器材、無人航空機（ドローン）空撮採証装置、捜査員の人材育成と能力向上のための必要な財源を確保すること。

2 テロに備える体制整備

(提案要求先 内閣官房・原子力規制庁・厚生労働省)
(都所管局 総務局・福祉保健局)

- (1) テロ対策を総合的に推進するための体制を整備すること。
- (2) 放射性物質、爆薬の原料となりうる薬品等の管理を強化すること。
- (3) NBCRテロ等の災害で必要とされる特殊医療に関する国立専門センターを設置すること。

<現状・課題>

世界の各地でテロが頻発しており、日本もテロリストから名指しされている状況にある。さらに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催を控え、テロへの対処を重視して、平成27年3月に東京都国民保護計画の変更を行っているが、首都東京を守る対応力の強化が一層必要となっている。大量殺傷物質(N:核物質、B:生物剤、C:化学剤、R:放射性物質)などが用いられることも考慮しなくてはならない。特に、NBCRテロが発生した場合は、住民にも甚大な被害が想定され、国が総合的に対応力を強化する必要がある。

<具体的な要求内容>

- (1) 国民保護法に基づく体制に加えて、NBCRテロ等の事案発生から緊急対処事態(大規模テロ)の認定に至るまで、国が総合的に対処する体制を整備し、自治体と国との情報連絡体制やテロ発生時の連携内容を明確化すること。
- (2) 研究所・病院等において、放射性物質の保管・管理を徹底するとともに、爆薬の原料となりうる薬品については、「毒物及び劇物取締法」の対象となるものでも、法令による規制の対象とするなど、改善策の推進を図ること。
- (3) 災害時において、災害現場に専門医師を派遣し、起因物質の特定や活動部隊への助言及び特異症状から診断を行うための国立の専門センターを首都圏に設置すること。また、治療にあたる医療機関への助言や、高度専門的処置が必要な患者を収容し専門治療を行うこと。平常時は、テロ災害に対する調査・研究・情報収集や医療機関に対する研修及び訓練等の指導を行うこと。

参考

(1) テロ対策を総合的に推進するための体制整備

- ・N B C R攻撃による災害が発生した場合、緊急対処事態認定後であれば、国が「国民の保護に関する基本指針」(※)に基づき、医療体制の確保等、N B C Rに特有な各種の措置を講じる。
- ・しかし、事態認定に至らない場合には、災害対策基本法等の法令を適用し、各自治体が自然災害対策における仕組みにより対処することとなっており、この段階における国から自治体への支援及び連携の仕組みが不明確である。

※『国民の保護に関する基本指針』

第4章 N B C攻撃による災害への対処

○N B C攻撃による災害が発生した場合、内閣総理大臣は、対処基本方針に基づき、関係大臣を指揮して、N B C攻撃に関する迅速な情報収集、被災者の救助、医療体制の確保、迅速な原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定及び除染の実施等汚染の拡大の防止のために必要な措置を講じさせる・・・。

(2) 放射性物質、爆薬の原料となりうる薬品等の管理強化

爆発物原料の管理強化の動き

(平成21年11月25日 政府の国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部
資料「主なテロの未然防止対策の現状」等より)

- ・平成17年3月、過酸化水素製剤等の化学物質について、購入目的に不審な点がある者等への販売自粛など、適切な管理と販売を行う旨の指導を、薬局・薬店や毒劇物の販売業者等に対して行うよう、厚生労働省が、都道府県等に通知及び関係業界団体に依頼
- ・平成19年5月、薬局等で購入した過酸化水素製剤等を使用した爆発物の製造を図った者を検挙。同年9月、都道府県等及び関係業界団体に対して、上記通知及び依頼の内容につき再周知
- ・平成20年10月、インターネットを介した過酸化水素製剤等の販売における本人確認の徹底及び警察への協力等について依頼
- ・平成21年12月、爆発物の原料となり得る化学物質の適切な保管管理の徹底等について、関係業界団体に依頼

(3) N B C Rテロ災害発生の総合的に対処できる専門機関が存在しない。

①N B C Rテロ災害発生の総合的に対処できる専門機関とは

- ・N B C Rテロ災害すべてに対応
- ・災害現場での指導助言
- ・患者を収容し専門治療

②N B C Rに関する既存の専門機関は個別対応のみ

N・R：独立行政法人 放射線医学総合研究所（千葉県稲毛区）

- ・国の三次被ばく医療の中心機関で高度専門的な除染及び治療を実施
- ・全国の地域被ばく医療機関に対し必要な支援及び助言を行う機関
- ・緊急被ばく用医療施設 4床保有

B：国立感染症研究所（新宿区戸山）

- ・感染症を制圧し、国民の保健医療の向上を図る予防医学の立場から、広く感染症に関する研究を総合的に行う機関
- ・医療施設は有していない。

C：財団法人 日本中毒情報センター（つくば市）

- ・化学物質や動植物の成分によって起こる急性中毒について、治療に必要な情報の収集・問い合わせに対する情報提供を行う。
- ・医療施設は有していない。

2 サイバー攻撃対策の強化

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

- (1) サイバーテロ対策協議会を開催し、必要な情報を共有すること。
- (2) サイバー攻撃の発生を想定した官民共同訓練の実施による緊急対処能力の向上を図ること。
- (3) 情報セキュリティ事業者等の知見を活用すること。
- (4) サイバー攻撃対策に従事する捜査員の能力向上や情報収集を行うこと。
- (5) サイバー攻撃対策に関する装備資器材の充実強化を図ること。

<現状・課題>

近年、国内外において政府機関等に対するサイバー攻撃が続発しているところ、我が国の政治・経済・社会の機能が集中する首都東京でサイバーテロ等が発生した場合は、都民、国民の生活や社会経済活動だけでなく、国の治安、安全保障にも重大な支障を及ぼすおそれがある。

2020年には「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」が予定されており、大規模な国際スポーツ大会は、国際テロ組織やテロを実行する者にとって格好の攻撃対象であること、リオデジャネイロ2016大会、平昌2018大会では現にサイバー攻撃が実行されたことを踏まえると、国と東京都が緊密に連携して、①平素から官民が最新の情報を共有し防御力を高める、②官民が連携して事案対処能力を高め、被害の発生と拡大を防止する、③サイバー攻撃事案の捜査及び攻撃者・手口に係る実態解明を推進するといった総合的な取組を強化することが、喫緊の重要課題となっている。

<具体的な要求内容>

- (1) 重要インフラ事業者等で構成されるサイバーテロ対策協議会を開催し、民間有識者による講演、参加事業者間の意見交換や情報共有等を行うこと。
- (2) サイバー攻撃の発生を想定した官民共同の訓練を実施（外部委託）し、実機を使用した事案対処等を行うことで緊急対処能力を高めること。
- (3) 情報セキュリティ事業者等の優れた知見をサイバー攻撃の事案対処に活用すること。
- (4) サイバー攻撃対策に従事する捜査員に対する研修を実施（外部委託）し、

対処能力の向上を図るほか、海外の法執行機関やセキュリティ事業者等との連携による情報収集を行うこと。

(5) サイバー攻撃の実態解明のために必要な装備資器材の充実強化を図ること。

3 総合的な治安対策の充実・強化

1 治安対策の充実・強化

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

- (1) 首都警察特別補助金を増額すること。
- (2) 警察活動における人的基盤の強化を行うこと。
- (3) 新たなＩＣＴの活用を見据えた警察情報管理システムの基盤整備を図ること。
- (4) 国際海空港における水際対策の推進を図ること。

<現状・課題>

平成29年中の都内における刑法犯の認知件数は、12万5,258件と平成15年から15年連続で減少し、戦後最悪を記録した平成14年に比べ約59%減少しており、各種取組の成果が着実に表れていると言える。

しかしながら、昨年11月に発表された「都民生活に関する世論調査」の都政への要望の中では、高齢者対策、防災対策に次いで「治安対策」が挙げられており、その割合は約半数を占めている。これは、いまだ撲滅に至らない振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺、ストーカー・DVに起因する凶悪犯罪及び深刻な社会問題となっている児童虐待事案、依然として厳しい状況にある薬物事犯等により、都民が治安の回復を十分に実感するに至っていないことを意味している。

さらに、これら個々の犯罪一つ一つが悪質化、巧妙化、潜在化する一方で、刻々と変化するサイバー犯罪への対策、国際テロ対策等、新たな脅威への対応が求められ、治安に関する要求は、むしろ増大している。

他にも警視庁は、国会、官邸等をはじめ、官公庁が集中している首都の治安維持を担っている警察としての特殊性から、潜在的に他の道府県とは比較できない膨大な警察事象を抱えており、東日本大震災に際しては、発災当日から警察官を被災地に派遣し、これまでに延べ23万人を超える職員を派遣するなど、日本警察の中核として日本全体の治安維持に当たる責務も担っている。

- (1) 現行の警察法施行令（昭和29年政令第151号）第3条第4項の定めでは、首都警察の任務遂行に関する特殊事情を参酌し、国が所要額の一部を補助することとなっていることから、超過勤務手当の補助として昭和44年度から昭和54年度までは10億円、昭和55年度以降から現在までは15億円が交付されているところであるが、近年、我が国に対するテロ攻撃の脅威の高まりや東京を取り巻く社会情勢の変化等により首都警察としての業務負担が著しく増大している。
- (2) 東京2020大会の成功に向けた治安責任を果たす必要があるというだけでは

なく、大会前後の治安環境の変化を見据えた諸対策も進めていかなければならぬ。

警視庁には、平成27年度に71人、平成28年度に83人、平成29年度に60人の地方警察官の増員が行われるなど、人的基盤の強化を図っているところではあるが、一段と厳しい治安情勢の中、多岐にわたる警察活動を効果的に推進し、「世界一安全な都市、東京」を実現するためには、更なる人的基盤の強化が必要である。

(3) 各種犯罪や交通事故の未然防止を図るために、各種防犯活動及びパトロール活動を行っているところ、これまでには、警察官個々の経験等に基づき、様々な方法で各種防犯活動及びパトロール活動を行っている状況にある。

より効果的に犯罪や交通事故を抑止していくためには、ビッグデータ・AI等の新たなICTを活用し、より高度な分析を行い、防犯活動等に効果的な場所、方法等を考えていく必要がある。

また、交通管制や雑踏警備・災害警備等の各種警察活動においても、新たなICTを活用して状況を予測することで、対応策の決定等を効率的に支援する必要がある。

そこで、新たなICTの活用を見据え、警察情報管理システムの基盤整備を図ることが必要である。

(4) 東京都では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向け、大型クルーズ客船の更なる誘致を目指しており、平成31年までに、東京湾に大型クルーズ客船の発着等に対応できる新客船ふ頭が整備される予定である。

また、羽田空港でも同様に、首都圏空港の航空需要増加に対応するため、空港容量の更なる拡大と、国際線の増枠に必要な施設整備等を進め、東京の国際競争力を強化している。

これら国際海空港における施設整備等の推進により、今後も外国人入国者数の大幅な増加が予想されているところ、これに伴う銃器薬物密輸入事犯の増加が懸念されている。

そこで、国内への銃器薬物の流入による治安悪化を防ぐため、銃器薬物密輸入事犯の取締りに資する装備資器材の充実強化を図ることが必要である。

<具体的な要求内容>

- (1) 現行の15億円から25億円に増額すること。
- (2) 「世界一安全な都市、東京」を実現するため、更なる人的基盤の強化を行うこと。
- (3) 各種警察活動の高度化、迅速化、効率化を図るために、新たなICTの活用を見据え、警察情報管理システムの基盤整備を図ること。
- (4) 銃器薬物密輸入事犯等の取締りを推進するため、
 - 携帯型薬物特定システム（True Narac）
 - コカイン予試験試薬等の装備資器材の充実強化を図ること。

2 暴力団の対立抗争事件等への警戒、取締りの強化

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

暴力団の対立抗争事件等への警戒、情報収集の強化による保護対策、捜査活動に資する装備資器材を充実強化すること。

<現状・課題>

六代目山口組と神戸山口組が対立抗争の状態にあるとされてから2年が経過したところであるが、さらに昨年、任侠山口組が神戸山口組から分裂し、両団体の傘下組織構成員による傷害等の事件が発生しており、神戸山口組傘下組織幹部が何者かに襲撃される事件も発生するなど、本格的な抗争事件の発生が懸念されるところである。

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（暴対法）」制定以降、最大の抗争状態に直面している現状を踏まえ、当庁では、各団体傘下組織事務所等の関連箇所に対する警戒及び視察を強化して動向を注視しているが、一旦、抗争事件が発生すれば、連續発生することは必然であり、当庁では付近住民を守るために、速やかに事務所使用制限命令を発出し、特定抗争指定暴力団の指定を行わなければならぬところ、これには恒常的かつ集中的な暴力団事務所に対する視察や情報収集が不可欠である。

このような暴力団情勢の中、暴力団等から危害を被るおそれのある者に対する保護対策は、暴力団対策の基盤活動であり、それ自体が都民・国民の生活の安全と平穏を確保する極めて重要な対策であることから、これには保護対象者の行動の把握とぐ犯者に関する情報の収集が重要で危害を未然に防止するため、ぐ犯者に対する視察活動を強化し、その動向把握及び関連情報の収集に努めなければならない。

また、都内においても、住吉会総裁が死亡したほか、松葉会が縄張問題を抱えたまま分裂するなど、暴力団情勢は予断を許さない状況であり、今後も対立抗争の未然防止や発生時の早期対応等、保護対策に万全を期すため、可能な限りの方策を駆使して情報収集を強化することが喫緊の課題であり、捜査活動に資する装備資器材の配備が必要である。

<具体的な要求内容>

暴力団の対立抗争事件等への警戒及び取締り強化のため、リアルタイムで遠隔操作可能な「ネットワークカメラ等の捜査用資器材」等の装備資器材の充実強化を図ること。

3 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催に伴う

交通管制・交通規制対策

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

- (1) 定周期式信号機の集中制御化を図ること。
- (2) リアルタイム信号制御等の整備を図ること。
- (3) 光ビーコンの整備を図ること。
- (4) 視覚障害者用音響式信号機の整備を図ること。
- (5) 歩行者感応等制御の整備を図ること。
- (6) エスコートゾーン等の整備を図ること。
- (7) 交通規制標識等の整備を図ること。

<現状・課題>

定周期式信号機の集中制御化とは、定周期式信号機を交通管制システムによる信号制御に変更するものである。これにより、感知器で計測した交通状況に応じた信号制御や路線の系統化が図られ、無駄な待ち時間や停止回数が減少することとなり、交通の円滑化及びそれに伴う事故防止効果が期待できる。

警視庁の信号制御方式であるストリーム制御は、車両感知器で計測・処理算出した主道路と従道路の交通需要に応じて、各方向に必要な信号青時間を表示する制御である。

リアルタイム信号制御等の整備とは、車両感知器で収集したデータから算出する渋滞長の推定方法を改善（車両感知パルスデータから渋滞末尾を直接推定）及び信号制御アルゴリズムを高度化（交通需要算出方法の改善、信号機を通過する際に赤信号で生じる遅れ時間を交差点単位で最小化、隣接信号機の青開始時間差を需要に応じて最適化）するもので、交通状況に応じて更に無駄のない信号青時間表示させることができるとなり、交通の円滑化及びそれに伴う事故防止効果が期待できる。

光ビーコンは、車両感知情報の収集に加え、3メディア対応カーナビゲーション搭載車両との間で双方向通信を行う機能があり、旅行時間を直接算出することが可能であるとともに、車両に対して周辺の詳細な交通情報を提供するなど交通管理上極めて有効な装置である。

光ビーコンの整備拡大により、これまで情報収集できなかった区間の交通情報の収集が可能になるとともに、詳細な交通情報の提供等により、交通流の分散による円滑化対策を図ることが可能となる。

視覚障害者用音響式信号機とは、視覚障害者用の押ボタン又は視覚障害者が携帯する小型発信機からの要求を受け、横断歩道の両端に設置されたスピーカから

擬音等を鳴らして安全な横断タイミングを知らせるとともに横断する方向を誘導するものである。

歩行者感応等制御とは、歩行者の横断する青信号の秒数を延長することで、安全な横断を確保する目的で整備をする信号制御である。また、車両の円滑を考慮し、バランスをより高める信号制御である。

機能としては、歩行者信号が「青点滅」する前に歩行者が横断歩道を渡り切れていない場合には、歩行者青信号を延長し、歩行者が横断歩道上に存在しない場合には、歩行者青信号を打ち切り、車両の青信号に振り分けることが可能な信号制御である。

エスコートゾーンとは、道路を横断する視覚障害者の安全性及び利便性を向上させるために横断歩道上に設置され、横断時に横断方向の手がかりとする突起体の列のことである。なお、エスコートゾーンとともに、溶融式塗装による横断歩道（高輝度）の整備も行っている。

いずれも、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向け、安全・円滑な交通確保に必要な交通管制・交通規制対策であり、また、障害の有無にかかわらず全ての人々が参加しやすい大会となるように、アクセシビリティガイドラインに基づき、設定されるアクセシブルルートにおいて整備を行うことで、ハード面のバリアフリーや心のバリアフリーを推し進め、2020年の先に、全ての人に優しい街・東京を実現するユニバーサルデザインのまちづくりを促していくものである。

東京 2020 大会に係る交通規制標識等は、大会関係車両の円滑な輸送と都市活動の安定な両立を図るため、オリンピックルートネットワークをはじめ、各競技会場や非競技会場として位置付けられる選手村、メディアセンター、羽田空港周辺などに重点的に整備する必要がある。

輸送の成否そのものが大会成功の鍵を握ることから、東京 2020 大会期間中に大会関係者、観客など 1 千万人以上の人の移動が生じる中で、輸送に関しては、具体的箇所ごとの対策やその手法を検討することとされているなど、既存施設の有効活用とデジタルサイネージ式標識等の、新たな施設整備を組み合わせることにより実効性を担保するものである。

<具体的な要求内容>

定周期式信号機の集中制御化、リアルタイム信号制御等の整備、光ビーコンの整備、視覚障害者用音響式信号機の整備、歩行者感応等制御の整備、エスコートゾーン等の整備及び交通規制標識等の整備は、いずれも交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行規則（昭和 41 年総理府・建設省令第 1 号）第 1 条第 1 項第 1 号から第 4 号までの各号に規定する指定道路特定事業としての補助を受けて整備を実施しているが、オリンピック会場候補地である、お台場等の臨海地区及び羽田空港地区の道路は、一部道路法に基づかない道路となっており、補助対象道路となっていないことから、同地区を補助対象道路とすること。

4 大規模災害対策の推進

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

災害警備用資器材の充実強化を図ること。

<現状・課題>

警視庁は、平成23年の東日本大震災、平成26年の広島県土砂災害や長野県御嶽山噴火災害、平成27年の関東・東北豪雨による洪水災害、平成28年の熊本地震などに際し、部隊を派遣して現場における災害活動を行ってきた。

災害警備の適否は事前にどれだけ準備できるかにかかっており、実災害から得られた経験も踏まえ、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会や切迫する首都直下地震等の大規模災害に対する備えを万全にするため、各種資器材を拡充するなど、大規模災害対策を強力に推進する必要がある。

<具体的な要求内容>

首都直下地震等の大規模災害に係る危機管理体制の強化に向け、災害救助用資器材の高度化、災害対策用車両の拡充により、災害発生時の事案対処能力の向上を図ること。

5 薬物乱用根絶等に向けた対策の強化

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

- (1) 薬物乱用根絶に向けた広報啓発活動を強化すること。
- (2) 薬物再乱用防止対策を推進するための財源を確保すること。

<現状・課題>

都内における薬物事犯被疑者の検挙人員は、平成17年をピークに漸減傾向にあったものの、平成26年から増加に転じ、平成29年中は、2,498人まで増加し、全薬物押収量も増加傾向であるなど、依然として根強い薬物の供給・需要実態が認められる。

また、昨年の都内における大麻事犯による検挙人員は632人と過去6年間で最多となり、とりわけ未成年者を含む30歳未満の年齢層の占める割合は、大麻事犯総検挙人員のうち半数を超え、極めて深刻な事態となっている。

当庁では、薬物乱用根絶に向けた街頭キャンペーンをはじめ、広報用DVDの制作、電車や街頭設置の大型モニターを活用した広報啓発活動を実施しているところであるが、国においても薬物乱用根絶に向けた広報啓発活動を引き続き強化していく必要がある。

また、全国統計では、覚醒剤事犯検挙被疑者の約6割以上が再犯者であるという現状を踏まえ、当庁では、『ノードラッグ警視庁』と銘打ち、薬物再乱用防止に向けたセミナーを実施しているところ、平成28年12月14日に公布、施行された「再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）」及び平成29年12月15日に閣議決定された「再犯防止推進計画」において、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じた施策策定及び実施が地方公共団体の責務と規定されたことに伴い、今後、国、都及び区市町村、さらには、相談機関、医療機関、自助活動を実施している民間機関等との連携を一層強化し、薬物再乱用防止対策を推進していかなければならない。

そこで、関係機関と連携した研修会等を積極的に開催していくとともに、関係機関の専門家等による薬物依存症に関する普及啓発講演、薬物再乱用防止対策に効果的な唾液による簡易薬物検査キットを導入したセミナー等の充実を図っていく必要がある。

<具体的な要求内容>

- (1) ラジオ・テレビ放送等広域かつ不特定多数が視聴するメディアを活用するなど、国民が安易に違法薬物に手を出さないよう、広報啓発活動の推進を図ること。
- (2) 薬物再乱用防止対策に資するセミナー等の充実に向けた財源を確保すること。

6 子供・女性等の被害防止に向けた対策の強化

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

- (1) 防犯カメラの整備を図ること。
- (2) 子供・女性を犯罪から守るため、各種広報啓発活動を推進すること。

<現状・課題>

平成29年中における都内のストーカー事案及び配偶者からの暴力事案(DV)の相談件数、児童虐待事案における通告児童数は、いずれも高水準で推移しているところ、女性や子供が被害者になるケースが多い人身安全関連事案に対処するための対策は喫緊の課題である。

また、コミュニティサイト等に起因する事犯の被害も、依然として後を絶たないほか、女性の意に反してアダルトビデオへの出演を強要する問題、いわゆる「JKビジネス」により児童が性犯罪被害に遭う問題及び若年層の女性に対する性的な暴力に係る問題が深刻な状況にあるなど、子供や女性が被害者となる犯罪等の発生が社会に大きな不安を与えており情勢を踏まえ、子供や女性をはじめとする都民、国民の生命、身体及び財産の保護の観点から、警察として積極的に対策を講じる必要がある。

- (1) 子供・女性に対する犯罪や、犯罪発生の蓋然性が極めて高い繁華街における犯罪等の未然防止及び犯人の早期検挙を図る上で、街頭防犯カメラの設置は極めて有効であることから、警視庁では、自治体等の関係機関と連携し、通学路防犯カメラの設置や町会等の民間団体に対する街頭防犯カメラの設置を働き掛けているところであるが、現状として、特に民間団体による街頭防犯カメラの大規模な設置は見込めない状況にあり、仮に街頭防犯カメラの設置が決定されたとしても、街頭防犯カメラが実際に稼動を開始するまでには、計画段階から起算し相当の期間を要するのが通常である。そのため、街頭防犯カメラ設置のノウハウを有する警察が主体となり、必要な地区に計画的に街頭防犯カメラの整備を図ることが必要である。
- (2) 警視庁では、DV・ストーカー等の人身安全関連事案はもとより、子供・女性に対する犯罪に対して各種法令を適用した厳正な取締りを行っているほか、平成29年7月施行のいわゆる「JKビジネス」の営業を規制する条例、平成30年2月施行のいわゆる「自画撮り画像」を要求する行為に罰則を設けた「東京都青少年の健全な育成に関する条例(都青少年育成条例)」に基づく取締りを推進しているところ、これら諸問題に対しては、警察のみならず、関係行政機関、民間団体、業界団体等と連携した広報啓発活動を推進する必要がある。

<具体的な要求内容>

- (1) 犯罪発生の蓋然性が高く、街頭防犯カメラを喫緊に必要とする地区において、移設が容易な仕様の街頭防犯カメラを設置すること。
- (2) アダルトビデオ出演強要問題、いわゆる「JKビジネス」及びいわゆる「自画撮り」に関する被害の発生等、若年層を対象とした暴力の多様化を踏まえて、従前からのDV・ストーカー等人身安全関連事案対策に加え、子供、女性等を犯罪から守るため、関係行政機関、民間団体及び業界団体等と連携した広報啓発活動を推進すること。

7 特殊詐欺の被害防止に向けた対策の強化

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

- (1) 特殊詐欺の被害防止に向けた広報啓発活動を強化すること。
- (2) 特殊詐欺の被害防止に資する防犯機器を充実強化すること。

<現状・課題>

特殊詐欺は、主に高齢者を中心とした被害者を言葉巧みに騙して財産を奪う卑劣な犯罪であり、その被害は都内だけでなく全国的にも歯止めが掛からず高止まりの状況となっており、都民、国民の体感治安を悪化させる大きな要因となっている。

被害を防止するためには、最新の手口や犯人の電話に出ないことが被害防止につながることなどを広く周知させるための広報啓発活動が不可欠であることから、都道府県別の個別の広報のみでなく、テレビ、ラジオなどの主要メディアを活用した全国規模の広報を実施することが必要である。

また、警視庁では、被害防止に効果の高い「自動通話録音機」を東京都と連携して高齢者世帯に配布しているところであるが、より多くの世帯に設置するため、国においても、これらの機器の充実強化を図ることが必要である。

<具体的な要求内容>

- (1) テレビやラジオ放送等の、広域かつ多数が視聴するメディアを活用するなど、特殊詐欺の最新の手口を周知するための広報啓発活動の推進を図ること。
- (2) 特殊詐欺の被害を防止するため、高齢者宅に設置する自動通話録音機等の防犯機器の充実強化を図ること。

参考

平成29年中の特殊詐欺被害状況

都内	認知件数	3,510件	(前年比+1,478件、+72.7%)
	被害額	約79.8億円	(前年比+約18.1億円、+29.4%)
全国	認知件数	18,201件	(前年比+4,047件、+28.6%)
	被害額	約390.3億円	(前年比-約17.4億円、-4.3%)

8 特例施設占有者に対する権限行使の義務化

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

特例施設占有者の権限行使を義務付けること。

<現状・課題>

近年、拾得物取扱量が急増し、平成29年中は都内において約395万8千件という過去最高の数字を記録したほか、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、事前の各種イベント等を含めて多数の大会関係者や訪日外国人等が東京を訪れるところから、拾得物取扱件数の急激な増加が見込まれる状況である。

こうしたことから、遺失物業務にかかる事務の見直し等を実施していくことが当庁としての喫緊の課題となっているが、とりわけ、施設占有者からの届出が全拾得物の約8割を占めている現状であり、そのうち特例施設占有者（鉄道、バス及び航空等）が約5割を占めている。

特例施設占有者は、拾得物を自ら保管し、返還等ができることとされているが、ほとんどの特例施設占有者は、これによらず警察署に提出している状況であり、自ら保管等するよう働きかけているが実現されておらず、警察署の大きな負担となっている。

<具体的要求内容>

特例施設占有者に、遺失物法において拾得物の保管、返還等の一連の手続を原則義務付けるなどの制度改正を行うこと。

9 外国人犯罪対策の推進

(1) 不法就労対策の強化

(提案要求先 法務省・厚生労働省)
(都所管局 青少年・治安対策本部・警視庁)

- (1) 不法就労などに係る偽装滞在者を発見、摘発するための入国審査、在留審査等を強化すること。
- (2) 外国人雇用状況の届出が適正になされるよう、関係機関が連携して実効性のある対策を行うこと。

<現状・課題>

(1) 不法残留者は、平成26年まで一貫して減少していたものの、平成27年から22年ぶりに増加に転じ、平成30年1月1日現在の不法残留者も約6万6000人と4年連続で増加し、今後の動向について予断を許さない状況にある。

また、偽装結婚、偽装留学、偽装就労など、偽変造文書や虚偽文書を悪用するなどして身分や活動目的を偽って在留許可を受けた偽装滞在者による、不法就労の増加が懸念されている。

こうした偽装滞在者は、不法入国者及び不法残留者などの不法滞在者と同様に、公正な労働市場を侵害し、偽装滞在に加担する雇用主やブローカーに不正な利益をもたらすばかりでなく、治安の悪化につながることから、不法滞在者対策と併せて偽装滞在者対策の強化が必要である。

(2) 偽装滞在者や不法滞在者の多くが不法就労を行っていると言われており、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、不法就労を目的とする外国人入国者の増加も懸念される。こうした外国人を低廉な労働力として雇い入れ、不法就労を助長する悪質な雇用主が存在することから、不法就労を防止し、適正な雇用を推進する必要がある。

<具体的な要求内容>

- (1) 不法に就労する偽装滞在者を発見、摘発するため、入国審査、在留審査、実態調査及び違反調査を強化すること。
- (2) 外国人雇用状況の届出を怠ることや虚偽の届出を防ぐため、関係機関が連携して届出制度の周知、徹底を図ること。

また、悪質な違反者に対しては、厳正に対応するとともに、罰則の引上げや行政処分の導入など実効性のある対策を行うこと。

(2) 留学生を受け入れる教育機関への指導強化

(提案要求先 法務省・外務省・文部科学省)
(都所管局 青少年・治安対策本部・生活文化局・警視庁)

留学希望者に対する厳正かつ的確な事前調査を行うとともに、留学生の所属する教育機関に対し、適正な受入れ及び在籍管理を義務付ける法律を整備すること。

<現状・課題>

留学生の中には、不法就労等、本来の入国目的から逸脱する者が依然として存在し、留学生の所属する教育機関の中には、不法就労を助長していると疑われるものも存在する。

都においては、平成29年9月に日本学生支援機構及び警視庁と、外国人留学生等の滞在支援に資する施策に関する協定を締結し、留学生のルール、マナーの改善による安全安心の向上に取り組んでいる。

今後も、国の「留学生30万人計画」の推進に伴い、留学生が更に増加することを踏まえ、今まで以上に留学生の適正な受入れ及び在籍管理を徹底する必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 留学生として、その本来の目的に合致した生活基盤を有しているか否かを確認するため、留学希望者に対する厳正かつ的確な事前調査を関係機関が連携して行うこと。
- (2) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に基づき、留学生の在留管理を確実に行うとともに、留学生の所属する学校教育法（昭和22年法律第26号）に定めのある教育機関に対し、適正な受入れ及び在籍管理を義務付ける実効性のある法律を整備すること。
- (3) 学校教育法に定められていない日本語教育機関に対し、適正な受入れ及び在籍管理を行うよう義務付け、国において指導監督できるよう法律を整備して、実態調査等を徹底すること。

4 再犯防止施策の充実

(提案要求先 法務省)
(都所管局 青少年・治安対策本部)

(1) 国において、再犯防止施策に主体的に取り組むこと。

また、再犯防止推進計画に盛り込まれた各施策に関し、その具体的な内容等を明確にするとともに、地方公共団体の理解を得て進めること。

(2) 地方公共団体が、地方再犯防止推進計画策定など再犯防止推進施策を推進するにあたり、国において必要な支援を行うこと。

(3) 保護司を始めとする民間協力者が活動しやすい環境を整備すること。

<現状・課題>

刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合は、全国及び東京都内いずれにおいても約半数であり、再犯の抑止が、安全安心な社会の実現に寄与すると認識している。

こうした中、国においては、平成29年末に再犯防止推進計画（以下「推進計画」という。）を閣議決定した。推進計画では、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）（以下「推進法」という。）第2章に基づき、「就労・住居の確保等」や「保健医療・福祉サービスの利用の促進等」、「地方公共団体との連携強化等」など、7つの重点課題ごとに具体的な施策が盛り込まれている。

推進法第2章第1節では、国の施策が規定されているが、これらの中には、従前から地方公共団体が実施主体となり、犯罪をした者が否かにかかわらず、住民に提供してきている各種サービスが含まれている。同章第2節では、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じ、施策を講ずるよう努める旨、規定されている。

しかし、推進計画では、各施策の具体的な内容やその実施主体が明確に示されていない事項が多く、特に、第1節に対応した課題に関する各施策については、国と地方公共団体との役割分担が明確でない。

また、再犯防止を推進するためには、行政の取組に加え、民間協力者が活動しやすい環境を整備することが不可欠である。保護司の活動拠点であり、非行少年の立ち直り支援や再犯防止に寄与する更生保護サポートセンターは、順次、設置が進んでいるものの、都内33の保護区のうち、21か所の設置にとどまっている。（平成30年4月1日現在）

<具体的な要求内容>

(1) 再犯防止施策推進のため

- ① 国が主体的に再犯防止施策の充実・強化に取り組むこと。
- ② 国と地方公共団体とが連携して再犯防止施策に取り組めるよう、推進計画に盛り込まれた各施策に関し、その具体的内容、財源負担や国が想定している実施主体を明確にするとともに、地方公共団体の理解を得て進めること。

(2) 地方公共団体において、地方再犯防止推進計画の策定など再犯防止施策を推進するにあたり、国において必要な支援を行うこと。

(3) 各地域において更生保護の取組が促進されるよう、

- ① 犯罪をした者等の立ち直りに取り組んでいる保護司への活動支援を充実させること。
- ② 国所管施設の提供や民間施設確保のための財政措置など、都内全保護区内に更生保護サポートセンターが設置されるよう、引き続き積極的かつ実効性ある措置を取ること。

5 国民保護事案に関する対策の推進

(提案要求先 内閣官房・消防庁・外務省・防衛省)
(都所管局 総務局)

- (1) 我が国の平和と安全を守り、核・ミサイル問題の解決を図るために、国際社会と緊密に連携し実効ある措置を講じること。
- (2) 北朝鮮のミサイル発射や核実験に関する情報収集、地方公共団体や国民に対しての情報提供を的確かつ迅速に行うこと。
- (3) 国民に対して普及啓発を積極的に行い、国民保護の事態に応じた対応に関する理解を一層促進すること。
- (4) EMP（電磁パルス）攻撃について被害予測や対策などを的確に実施するとともに、地方公共団体などに対しても情報提供を行うこと。

<現状・課題>

北朝鮮は、平成28年から29年にかけて弾道ミサイル発射を繰り返し、日本の排他的経済水域や太平洋上に落下する事態もたびたび生じており、一部の地域においてはJアラートによるミサイル発射情報の伝達が行われている。

また、平成29年9月3日には6回目の核実験を強行するなど、こうした北朝鮮の挑発行動は北東アジア及び国際社会の平和と安全を著しく損なうものである。

さらに、通信・電力等のインフラが狭い国土に集積している我が国においては、EMP攻撃も深刻な問題である。

今後、ラグビーワールドカップ2019や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会などを控え、世界から多くの来訪者も見込まれている。

こうした状況を踏まえ、国民等が安心して住み、働き、訪れることができるよう、国民保護事案に関する対策の推進に万全を期することが必要である。

<具体的な要求内容>

- (1) 我が国の平和と安全を守り、核・ミサイル問題の解決を図るために、国際社会と緊密に連携し実効ある措置を講じること。
- (2) ミサイルの発射時刻や種別、方向、着弾地点など、ミサイルに関する詳細な情報及び核実験に関する情報について、的確に情報収集を行うとともに、地方公共団体に対して迅速に情報提供を行うこと。合わせて、国民に対しても同様に迅速な情報提供を行うこと。
- (3) 国民に対して国民保護に関する措置の重要性について普及啓発を積極的に行い、弾道ミサイル発射など、具体的な事態に対する理解を促進すること。
- (4) EMP攻撃については、国民生活に不可欠な社会的インフラに対し、広範

間にわたり多大な影響を及ぼすことが懸念される事案であり、国として対応すべき課題である。そのため国は検討を加速化させ、被害や国民生活への影響を予測し、対策について的確に実施するとともに、早急に地方公共団体や国民に対しても情報提供を行うこと。

参 考

○ 北朝鮮による核実験・弾道ミサイル発射の最近の状況

【核実験実施】

- 平成29年9月3日（6回目）
 - 平成28年9月9日（5回目）
 - 平成28年1月6日（4回目）
- など

【弾道ミサイル発射】

- 平成29年11月29日（排他的経済水域に着水）
 - 平成29年9月15日（日本上空通過、北海道など一部地域で全国瞬時警報システムが鳴動）
 - 平成29年8月29日（日本上空通過、北海道など一部地域で全国瞬時警報システムが鳴動）
- など